



# JAL不当解雇撤回ニュース

No360号 2014.02.12  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekkai.com>

## 全面解決に向けて、難局を乗り越えよう

### 2月7日に原告団集会を開催

2月7日に原告団集会がフェニックスビル会議室にて開かれ、冒頭、弁護団による「裁判の到達点と判決に向けての展望」が話されました。その後、法廷内外の運動の到達点を確認し、判決までの取り組みについて横断討論が行われました。また、東京争議団議長による学習会が行われ、一層の団結で重要な局面を乗り越え、勝利して行くことを確認しました。

### 控訴審では新しい事実を立証！

#### ＜安原弁護士＞

弁護団の安原弁護士は、「解雇撤回の裁判」、「行政訴訟（不当労働行為裁判）」、「日東整裁判」について、これまでの到達点と、解決に向けての今後の展望を話されました。



解雇撤回裁判については、控訴審での新たな証拠（人員体制の達成）や学者の意見書に

対して、会社からまともな反論が出されなかったことが報告されました。

最後に、JALに解決を決断されるために必要な手立てなどのアドバイスも頂きました。

### 闘いの先には、必ず成果がある！

#### ＜東京争議団 小関議長＞

小関議長からは、ご自身の長い争議の経験から、争議の困難さとそれを乗り越える団結の必要性、さらに労働争議が労働運動へ与える影響や共同争議の重要性などが話されました。



そして、「JALの原告団の明るい活動が、多くの仲間を励ましている」ことや、「闘いの先には必ず成果があることに確信を持ち、全面解決への道筋を作ってほしい」等、激励のメッセージを下されました。



### 「原告を絶対職場に戻そう」職場でも世論を大きくしていきます

#### ＜CCU 執行委員＞

キャビンクルーユニオンからは、「原告への一言メッセージを集めたり、掲示板に裁判の日のポスターを張ったりして、『原告を職場に戻そう』キャンペーンを実施している」ことや、「契約制CAの雇い止め裁判でパワハラが確定したにも関わらず、パワハラがなくなっていない。パワハラを一掃するために、パワハラ再発防止の労使協定を結ぶことを要求している」等の報告がされ、原告団は勇気づけられました。